

令和6年度

入所のしおり



熊野町健康福祉部子育て支援課

〒731-4292 熊野町中溝一丁目1番1号

電話 820-5623 FAX 854-8009

E-mail kosodate@town.kumano.lg.jp

お子さんが入所されている間は、このしおりを大切に保管していただき、お手続きが必要な場合は、それぞれの案内にしたがってください。

目次

町内の教育・保育施設	P 1～2
保育所・認定こども園（保育部分）	P 3～18
1 入所できる児童とは（保育所・認定こども園（保育部分））	3
2 支給認定の申請について	3
3 入所申込（利用申請）について	5
4 入所要件と必要書類	7
5 利用調整	12
6 入所決定	12
7 入所後の留意事項	12
8 入所の解除について	12
9 退所について	13
10 利用料について	13
11 延長保育の利用について	17
12 保育所・認定こども園に関するお問合せ先	18
幼稚園・認定こども園（教育部分）	P 19～20
1 入園できる児童とは（幼稚園・認定こども園（教育部分））	19
2 入園手続き	19
3 利用者負担額	19
3 幼稚園・認定こども園（教育部分）に関するお問合せ先	19
4 預かり保育料の無償化について	20
病後児保育・一時預かり・子育て支援センター・ファミリーサポート事業	P 21～23
1 病後児保育の利用について	21
2 一時預かりの利用について	21
3 熊野町子育て支援センター	22
4 ファミリーサポートセンター事業	22
町内教育・保育施設の紹介	P 24～28

町内の教育・保育施設

熊野町内の教育・保育施設には「認可保育所」「認定こども園」「幼稚園」があります。

① 保育所

ご家族の皆様が、仕事や病気等の理由で、家族での保育が困難な場合に、保護者に代わって保育を行い、お子さんを心身ともに健やかに育てることを目的とした施設です。

夕方までの保育のほか、園により延長保育を実施しています。

【対象施設：くまの・みらい保育園、くまの中央保育園】

② 認定こども園

幼稚園の機能と保育所の機能の両方を併せもつ施設で、仕事を始める・辞める等の就労状況が変化した場合でも通いながれた園を継続して利用できることが大きな特徴です。

0～2歳は夕方までの保育、3～5歳は昼過ぎごろまでの教育時間のほか保育を必要とする場合は夕方までの保育を実施しています。また、園により延長保育を実施しています。

※認定こども園（保育認定）を利用するには、昼間家庭で保育できない理由（P3参照）が必要ですが、**認定こども園（教育認定）を利用するには、就労等の保育ができない理由はありません。**

【対象施設：保育所ひかり学園、はつかみこども園、認定こども園聖徳幼稚園、認定こども園第二聖徳幼稚園】

③ 幼稚園

3歳以上の幼児を対象として、幼児を保育し、適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする「学校」です。

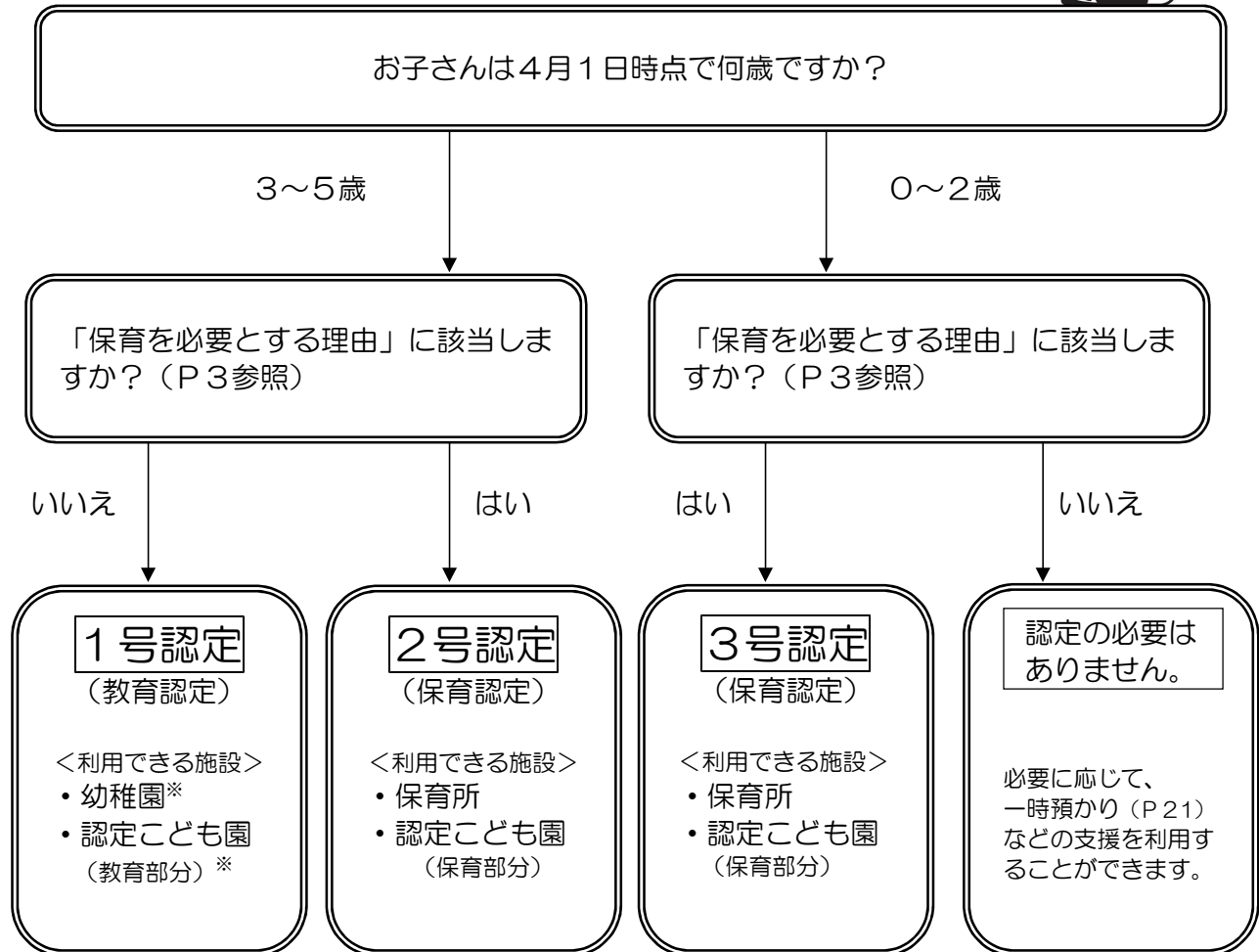
満3歳以上のお子さんであれば、保護者の就労等にかかわらず利用することができる施設です。

昼過ぎごろまでの教育時間に加え、園により早朝や午後、長期休業中の預かり保育などを実施しています。

【対象施設：淳教幼稚園】



利用できる施設（フローチャート）



※ 幼稚園および認定こども園（教育部分）については、3歳の誕生日を迎えた日から利用することができます。また、「保育を必要とする理由」に該当する場合でも利用ができます。

利用を希望する場合は

- 幼稚園・認定こども園（教育部分）…P19～
希望する施設へお問い合わせください。
- 保育所・認定こども園（保育部分）…P3～
必要書類を揃えたうえで、期限までに町への申込が必要です。
申込締切後に、希望の施設へ利用調整（入所選考）を行い、入所の可否を通知します。

保育所・認定こども園（保育部分）

1 入所できる児童とは（保育所・認定こども園（保育部分））

熊野町に住所を有している生後6カ月以上から小学校就学前までの子どもで、保護者が次のいずれかの理由により、昼間家庭で保育できない場合に利用することができます。

【保育を必要とする理由】

- ① 仕事をしている(居宅内外を問わず、1日3時間以上かつ月48時間以上働いていること)
- ② 出産前後（入所期間は産前2カ月、出産月、産後2カ月の計5カ月）
- ③ 疾病・障がいなど
- ④ 同居又は長期入院等している親族の介護・看護
- ⑤ 災害の復旧
- ⑥ 求職活動（起業準備を含む。ただし、入所期間は最長3カ月。）
- ⑦ 就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）
- ⑧ 虐待やDV(家庭内暴力)のおそれがあること
- ⑨ 育児休業取得中に、既に保育所等を利用している兄弟がいて継続利用が必要であること
- ⑩ その他、上記に類する状態として認められるもの

2 支給認定の申請について

保育所、認定こども園の保育部分を利用するためには、教育・保育を受けるための支給認定を受ける必要があります。

支給認定の種類

支給認定の区分	実施年齢	保育の必要性	利用できる施設
1号認定 ＜教育標準時間＞	3～5歳	なし	幼稚園、認定こども園
2号認定 ＜保育標準時間／保育短時間＞	3～5歳	あり	認可保育所、認定こども園
3号認定 ＜保育標準時間／保育短時間＞	0～2歳	あり	認可保育所、認定こども園

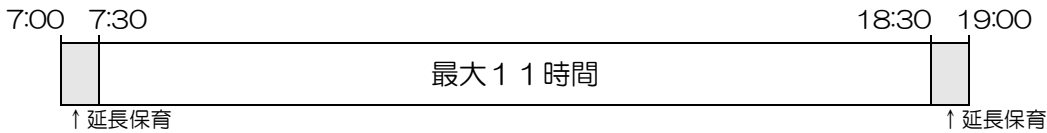
保育時間区分

2号及び3号認定は、保育の必要量に応じて「保育標準時間」、「保育短時間」に分類されます。

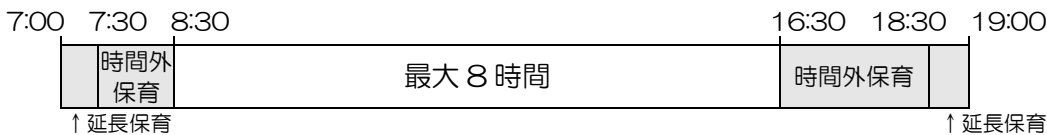
保育時間区分	保育時間
保育標準時間	7:30~18:30 (最長 11 時間)
保育短時間	8:30~16:30 (最長 8 時間)

- ・「保育標準時間」と「保育短時間」では、保育所利用料は異なります。
- ・延長保育・時間外保育の利用には、延長保育料が別途必要になります。(P16参照)

<保育標準時間>



<保育短時間>



保護者の状況に応じた保育必要量

保護者の状況	保育の必要量
就労している（会社や自宅を問わず、1日3時間以上かつ月48時間以上働いているとき）。	標準時間（週30時間以上・月120時間以上） 短時間（1日3時間かつ月48時間以上）
出産の準備や出産後の休養が必要なとき。	標準時間
病気や障害のため保育が困難なとき。	標準時間又は短時間
病人や障害者を介護しているとき。	標準時間又は短時間
自宅や近所の火災などの災害の復旧にあたっているとき。	標準時間
仕事を探しているとき。	短時間
大学や職業訓練校、専門学校などに通っている（1日3時間以上かつ月48時間以上通っているとき）。	標準時間又は短時間
虐待や配偶者等からのDV（家庭内暴力）のおそれがあるとき。	標準時間
育児休業中のとき。	短時間

令和6年度の年齢別クラス ※実年齢とは異なる場合がありますので、ご注意ください。

クラス	生年月日
0歳	令和5年（2023年）4月2日～
1歳	令和4年（2022年）4月2日～令和5年（2023年）4月1日
2歳	令和3年（2021年）4月2日～令和4年（2022年）4月1日
3歳	令和2年（2020年）4月2日～令和3年（2021年）4月1日
4歳	平成31年（2019年）4月2日～令和2年（2020年）4月1日
5歳	平成30年（2018年）4月2日～平成31年（2019年）4月1日

3 入所申込（利用申請）について

保育所・認定こども園入所申込書（兼支給認定申請書）<2・3号用>の<同意事項>に同意したうえで、必要事項を記入し、それぞれの区分による必要書類を添付して、必ず期限内に申請してください。なお、提出書類に不備がある場合、受付できませんので、必要書類をよくご確認ください。

（制度的には、保育所、認定こども園の利用を希望する方は、支給認定申請手続きに加え、利用申請の手続きを行っていただく必要がありますが、様式を統一しているため、まとめて行うことができます。）

【申請先】熊野町役場 子育て支援課 または 電子申請

令和6年度中の利用を希望する場合

① 4月からの入所を希望する方（年度当初申請）

【受付期間】令和5年11月1日（水）～令和5年11月24日（金）

<※窓口での受付は土日祝日を除きます。>

※受付期間を過ぎて申し込みをされた場合は、入所の優先度が低くなります。

電子申請（年度当初申請）



② 5月以降の入所を希望する方（随時申請）

【受付期間】・次表のとおり（利用を希望する月により申請締切日が異なります。）

- ・希望する利用開始月の申請締切日に間に合わない場合、翌月の利用開始月となります。
- ・原則、各月1日からの利用開始です。

電子申請（随時申請）



利用開始月	申請受付期間	
6年5月	令和6年3月4日（月）	～ 令和6年4月1日（月）
6年6月	令和6年4月2日（火）	～ 令和6年5月1日（水）
6年7月	令和6年5月2日（木）	～ 令和6年6月3日（月）
6年8月	令和6年6月4日（火）	～ 令和6年7月1日（月）
6年9月	令和6年7月2日（火）	～ 令和6年8月1日（木）
6年10月	令和6年8月2日（金）	～ 令和6年9月2日（月）
6年11月	令和6年9月3日（火）	～ 令和6年10月1日（火）
6年12月	令和6年10月2日（水）	～ 令和6年11月1日（金）
7年1月	令和6年11月2日（土）	～ 令和6年12月2日（月）
7年2月	令和6年12月3日（火）	～ 令和6年12月27日（金）
7年3月	令和6年12月28日（土）	～ 令和7年2月3日（月）

※令和7年1月から令和7年3月の入園・転園は、保護者が求職中の場合、申込を受け付けていません。

※窓口での受付は、土日祝日および年末年始（12月29日～1月3日）を除きます。

● 電子申請の注意事項

申込児童についての聞き取りが必要となります。電子申請後、窓口までお越しいただくか、子育て支援課までご連絡ください。(☎082-820-5623)

電子申請完了前に書類が正しく添付されているか確認ください。不備があった場合は連絡しますが、不備書類等すべて揃った日が受付日となります。期日に余裕をもってお申込ください。

● 入所申込中の変更の手続

認定申請や入所申込の内容に変更があった場合には、手続が必要です。

認定の内容に関する変更や入所申込中の希望保育所の変更等については、直接、役場子育て支援課にご相談ください。

※利用希望施設を変更する場合は、利用申請締切日までに申請を行ってください。

● 町外の施設の利用を希望する場合 ※ 電子申請は受けません。必ず窓口でお申込ください。

熊野町に住所のある方は、原則、熊野町内の保育所・認定こども園を利用することになりますが、通園の関係などの事情により熊野町外の保育所等を希望する場合は、子育て支援課へ相談してください。なお、その場合の利用申請は、あらかじめ希望先の市区町村に締切日や必要書類をご確認のうえ、締切りに間に合うように余裕を持って申請をしてください。

● 町外にお住まいの方が令和6年4月1日から、熊野町内の保育所、認定こども園の利用を希望する場合

熊野町へ転入予定の場合は、必要書類を揃え、締切までに子育て支援課へお申込みください。なお、入所が決定した場合は、入所日までに必ず熊野町へ転入手続きを完了する必要があります。転入手続きが完了しない場合、入所取消となり、改めて申請していただくことになります。

転入予定以外で、熊野町外にお住まいの方が熊野町内の保育所・認定こども園に利用申請を行う場合は、各申請締切日に間に合うよう、現在お住まいの市区町村を通して、お申込みください。

4 入所要件と必要書類

保育所、認定こども園（保育部分）へ入所できる児童は、熊野町内に居住し、かつその児童の保護者等のいずれもが、**1. 入所要件等** のいずれかの事情に該当する場合があります。

1. 入所要件等 で示した必要書類

2. 保育所等入所申込書（兼支給認定申請書） <2・3号用>

3. 個人番号（マイナンバー）・本人確認書類

4. その他の状況により必要な書類

上記の書類を添付してお申込みください。

なお、該当する事情によって、必要書類が異なりますのでご注意ください。

1. 入所要件等

①-1 仕事をしている（家庭外）

1日3時間以上、かつ月48時間以上で月額24,000円以上の就労をしていること。
※就労先が確定している勤務予定者についても上記に準じる。

◎就労証明書

（1）勤務している場合

- ① 雇用主による直近の就労実績と雇用されていることの証明が必要です。
- ② 就労先が複数ある場合は、それぞれの雇用主による証明が必要です。
- ③ 変則勤務の方はシフト表やタイムスケジュール等の提出が必要です。

（2）勤務予定である

雇用主による、採用予定日と、月ごとの就労予定日数等の証明が必要です。

◎給与等支払証明書（新規でパートを始めた方）

月額24,000円以上の収入の確認のため、就労後に提出していただきます。

- 育児休業明けの利用可能日は、育児休業の終了する日の属する前月の1日以降です。
（例えば4月1日利用開始の方は、5月中に復職していないと利用できなくなります。復職後、2週間以内に「就労証明書」をご提出いただきます。）
- 育児休業明けの理由で、「入所承諾」を受けた後に、復職する日を延長した場合は、入所承諾は取り消しとなります。あらためて入所申込（利用申請）をしてください。

①-2 仕事をしている（家庭内で家事以外）

児童と離れて1日3時間以上、かつ月48時間以上で月額24,000円以上の就労をしていること。

◎就労証明書

・就労時間、就労実績等を記入し、申告してください。

◎給与等支払証明書

・月額24,000円以上の収入の確認のため、就労後に提出していただきます。

② 出産の準備や出産後の休養が必要なとき

出産月の前2カ月と後2カ月

(多胎妊娠の場合にあっては、出産月の前3カ月と後3カ月)



- ◎申立書
- ◎母子手帳の写し(表紙及び出産予定日が記入してあるページ)
※届出の後に予定日が変更になった場合は、医師の証明が必要です。

③ 病気やケガあるいは心身に障害がある

1. 疾病等により概ね1カ月以上入院が必要な者(入院期間)
2. 疾病等により概ね1カ月以上の通院で、1日3時間以上、かつ月48時間以上の通院が必要な者(通院期間)
3. その他概ね1カ月以上の保育ができない旨を診断された者(診断書等に記載された期間)
4. 障害者手帳1～4級または知的障害者や、精神に障害または疾病を有する者。ただし、それ以外であっても保育が必要であると判断し、承認される者も含む。



- ◎申立書(入院等が必要な理由を記載)
- ◎診断書(原則町指定様式・保育できない期間が記載されたもの)
- ◎障害者手帳の写し

④ 病気や心身に障害がある同居親族等の世話をしている

1. 疾病等により概ね1カ月以上入院の付添看護を必要とする者(看護期間)
2. 疾病等により概ね1カ月以上の通院で、1日3時間以上、かつ月48時間以上の通院付添看護を必要とする者(看護期間)
3. その他概ね1カ月以上の看護が必要な者(診断書等に記載された期間)
4. 障害者手帳1～4級または知的障害者や、精神に障害または疾病を有する者。ただし、それ以外であっても保育にあたることができないと判断し、承認される者も含む。



- ◎申立書(看護等が必要な理由、看護・介護の内容を記載)
- ◎診断書(原則町指定様式・看護が必要な期間が記載されたもの)
- ◎障害者手帳の写し

⑤ 震災、風水害、火災、その他の災害復旧にあまっている

書類	<ul style="list-style-type: none">◎ 申立書（災害復旧にあまっている状況を記載）◎ 罹災証明書
----	---

⑥ 求職中である

求職中の理由での申し込みは、原則、年度1回限りとなります。また、求職中の理由で認定された場合の利用期間は最長3カ月です。採用後2週間以内に「就労証明書」を提出することにより、継続して入所することができます。提出できない場合は、3カ月後に自動的に退所となります。

なお、1月から3月の入園・転園については、求職中での理由の申込みはできません。

書類	<ul style="list-style-type: none">◎ 求職申立書
----	---

⑦ 大学や職業訓練校、専門学校に通学している

大学や専修学校もしくは各種学校に在学し、または公共職業能力開発施設などで行う職業訓練、指導員訓練もしくは認定職業訓練を受けており、1日3時間以上かつ月48時間以上通っている者（通学期間）

書類	<ul style="list-style-type: none">◎ 申立書（就学している状況を記載）◎ 在学証明書◎ カリキュラム（出席日数・時間数が記載されたもの）
----	---

⑧ 虐待や配偶者等からのDV（家庭内暴力）のおそれがある

虐待や配偶者等からのDV（家庭内暴力）のおそれがある者（必要期間）

書類	子育て支援課に相談してください。
----	------------------

⑨ 育児休業期間中である

育児休業中はご家庭で保育ができるため、原則、利用申請ができません。ただし、育児休業法に基づく会社の規則等で定められた育児休業を取得し、育児休業終了後、当該会社に復職する場合にのみ、入所児童の継続保育を認めています。

1. 入所児童の年齢

- ・満3歳以上の入所児童

→下記必要書類を提出の上で継続入所を決定

- ・満3歳未満の入所児童

→下記必要書類を提出の上、施設長が当該乳幼児の発達上環境の変化が好ましくないと判断する場合に継続入所を決定

2. 利用継続できる期間

育児休業の対象となる児童が満1歳に達する以後の最初の3月31日まで



- ◎ 就労証明書
 - ・雇用主による休暇取得前の直近の就労実績と雇用されていること、復帰予定日の証明が必要です。
- ◎ 申立書（育休を取得する旨を記載）
- ◎ 育児休業給付金決定に関する通知書又は就業規則の写し
- ◎ 育児休業取得による保育所等入所継続申出書（※入所児童が満3歳未満の場合）

⑩ その他、上記に類する状態にあること

子育て支援課に相談してください。

2. 保育所等入所申込書（兼支給認定申請書） <2・3号用>

同時入所を希望される3人まで記入が可能です。

利用希望施設名は原則第3希望まで記入してください。

3. 個人番号（マイナンバー）・本人確認書類

マイナンバー法の施行に伴い、保育所等の入所手続の書類にマイナンバーの記入が必要となりました。さらに、書類の提出にあたっては、他人のなりすまし等を防ぐため、正しい番号であることの確認書類と、本人確認書類の提示が必要です。詳しくは下記のとおりです。

	必要な人	必要な書類（例）
マイナンバーの記載	入所児童を含めた、同じ住所に住んでいる方全員	
番号確認書類	申請者（保護者）のみ	個人番号カード・個人番号通知カード 個人番号が記載された住民票 など
本人確認書類	申請者（保護者）のみ	運転免許証・旅券・障害者手帳 など

※個人番号カードをお持ちの方は、個人番号カードのみで番号確認、本人確認が行えます。

※代理の方（祖父母等）が提出する場合は、申請者の委任状及び番号確認書類と、代理人の本人確認書類が必要です。

4. その他状況により必要な書類

	世帯の状況	必要な書類
1	令和5年1月2日以降に熊野町に転入された方で利用開始希望月が、令和6年4月～8月の方	・令和5年度住民税課税台帳記載事項証明書* （令和5年1月1日現在の居住地の市区町村が発行するもの）
2	令和6年1月2日以降に熊野町に転入された方で利用開始希望月が、令和6年9月～令和6年3月の方	・令和6年度住民税課税台帳記載事項証明書* （令和6年1月1日現在の居住地の市区町村が発行するもの）
3	保育所入所を希望される児童のきょうだいが幼稚園又は認定こども園、その他施設等に通園（もしくは通園予定）の場合	・幼稚園・認定こども園・その他施設等在籍申立書
4	熊野町へ転入予定の方	・転入予定申立書 ・申込児童の生年月日が確認できるもの（健康保険証など）

※世帯にかかる市町村民税所得割額を基に保育所利用料等を計算します。

- マイナンバー法の施行に伴い、住民税課税台帳記載事項証明書を省略できる場合があります。（詳しくは子育て支援課までお問い合わせください。）
- 各種証明書類は申込日より1カ月以内に発行されたものに限りです。
- 支給認定を受けることができない（要件を満たしていない）場合は、入所することができません。
- 申込書は全ての項目について記入し、記入漏れがないかを確認して提出してください。
- 添付書類の不備や記入漏れがある場合は、審査できないので受付できません。その場合、修正後、再度提出してください。なお、再提出された日が申込受付日となります。

5 利用調整

- 期日までに提出された入所申込書類の記載内容を確認後、入所資格の有無等を判定・審査し、第1希望から保育所・認定こども園への利用調整（入所選考）をします。（先着順ではありません）
- 保育所・認定こども園の定員に余裕がない時は、希望の園に入所できない場合があります。また、入所基準に満たない場合は入所できません。
- 保育所・認定こども園の定員以上の申込がある場合には、生活保護受給世帯、育児休業明け世帯、母子（父子）世帯であること等を考慮し、保育の必要が高いと判断される順に入所を決定します。
- 各保育所・認定こども園では、適正な保育運営を行うため、児童の年齢ごと（基準日：4月2日）に受入れ枠を設けています。第1希望の保育所等に入所できない場合は、順に第2、第3希望の保育所等で利用調整を行います。

6 入所決定

申込書類及び添付書類に基づき、利用調整後、入所決定となった方には、「保育所・認定こども園入所承諾書」を送付します。

ア 4月から初めて入所される方

後日各保育所・認定こども園から入所式・準備物等に関する案内があります。

イ 年度途中に入所される方

「入所承諾書」が届いたら、保育所・認定こども園に直接連絡し、事前に面談（準備物・慣らし保育などについて）を受けてください。

7 入所後の留意事項

当初の申込書記載内容に変更が生じた場合は、速やかに「保育所等入所申込事項変更届」を、役場子育て支援課へ提出してください。

8 入所の解除について

次に該当する場合は、入所を解除します。

- ① 町外へ転出された場合
- ② 保育上の指示に従わない場合
- ③ 無断で長期にわたり通所しない場合
- ④ 提出書類に偽りが発覚した場合
- ⑤ 定められた時間内にお迎えをしない場合

9 退所について

退所するときは、退所する日の5日前までに、施設または熊野町役場子育て支援課に「退所届」を提出してください。退所届は、熊野町役場子育て支援課及び各施設にあります。

退所届を提出されないと、引き続いて保育所・認定こども園利用料を納めていただくことになりますので、ご注意ください

10 利用料について

1. 無償化について

令和元年10月から幼児教育・保育の無償化が始まり、保育所や認定こども園に通う3歳児から5歳児クラスの児童と、住民税非課税世帯の0歳児から2歳児クラスの児童について利用料が無料となります。おかず代等（副食費）については、各園で徴収となりますが、年収360万円未満相当世帯の児童と第3子以降（世帯の中で幼稚園や保育所などに通う児童から数えて第3子）の児童については、副食費が免除されます。（0歳児から2歳児の副食費は利用料に含まれています。）

2. 利用料の決定方法等

- ① 保育所・認定こども園利用料は、「保育にかかる経費」の一部を利用者に負担していただくものです。世帯にかかる市町村民税所得割額、お子さんの支給認定区分、きょうだいの状況等によって熊野町が設定した階層区分に応じて決定します。また、父母以外の扶養義務者（祖父母等）が家計の主宰者である場合には、その方の税額も合算して算定します。

注）・住民税が未申告の方は、保育所・認定こども園利用料が最高階層（最高額）となります。収入がない方であっても、原則、住民税の申告は必要です。

また、配当控除、外国税額控除、住宅取得等特別控除、政党等寄付金特別控除、住宅耐震改修特別控除及び電子証明書等特別控除などは、適用しません。

- ・保育所・認定こども園利用料は市町村民税所得割額を基に、毎年見直されます。
- ・具体的階層区分及び利用料は、「利用料決定通知書」に記載されます。

※ 階層区分とは、住民税額をもとに熊野町が設定した利用料の区分です。

- ② 保育所・認定こども園利用料の算定の基礎となる市町村民税所得割額は、9月で切り替わりま

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
令和5年度の市町村民税額に基づく保育料						令和6年度の市町村民税額に基づく保育料					

3. 納付方法

保育所利用料は下記のとおり、口座振替または納付書、スマホ決済アプリにより、納期限内に納付ください。認定こども園利用料については、園に直接納付いただくため、所属園にご確認ください。

□口座振替の場合

【口座振替のできる金融機関】（指定金融機関）

広島銀行・もみじ銀行・広島県信用組合・呉信用金庫・ひろしま農業協同組合
広島信用金庫・ゆうちょ銀行

【口座振替日】

毎月末日（12月は25日）※当該日が土曜日、日曜日の場合はその翌日となります。

【手続きについて】

「熊野町税等口座振替依頼書」に必要事項をご記入・押印の上、「口座振替のできる金融機関」の窓口で手続きをしてください。用紙は、町内の金融機関及び熊野町役場子育て支援課にあります。金融機関窓口での手続きから口座振替の登録完了まで時間がかかります。口座振替の登録が完了したら、町から口座振替の開始月を通知します。

□納付書の場合

後日送付する納付通知書で、納付書に記載されている金融機関・コンビニエンスストア又は役場（出納窓口）で納付してください。

納期限は、毎月末日です。（ただし、12月分は12月25日）

※保育所利用料を滞納すると、自宅・勤務先への電話催告・訪問徴収や、勤務先への給与照会および金融機関への預金等の調査を行い、給与等の差押等を実施することがあります。

※滞納したまま卒園されると、熊野町児童クラブへの入会をお断りすることがあります。

□スマホ決済アプリの場合



上記のアプリをスマホにダウンロードし、納付書のバーコード情報をカメラで読み込ませて決済してください。

※納付期限の過ぎた納付書では納付できません。

※スマホ決済での納付は領収書が発行されないため、アプリ内の支払履歴でご確認ください。

※決済後の納付書での重複納付にご注意ください。

★★納め忘れのないよう、期限内の納付をお願いします★★

4. 利用料

令和6年度の保育所・認定こども園利用料については、次のとおりです。保護者の市町村民税に
 応じて、国が定める基準を上限として、町が定めています。

① 熊野町特定教育・保育施設の利用者負担額等徴収規則別表

【2・3号認定】利用者負担額

各月初日の在籍乳幼児の保護者の属する世帯の階層区分		利用料の月額			
		3歳未満児保育認定子ども等		3歳以上児保育認定子ども	
		標準時間認定	短時間認定	標準時間認定	短時間認定
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（含単給世帯）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯	0	0	0	0
B	市町村民税非課税世帯	0	0	0	0
C	市町村民税所得割額 48,600円未満	10,000	9,800	0	0
D01	市町村民税所得割額 48,600円以上 60,600円未満	15,000	14,700	0	0
D02	市町村民税所得割額 60,600円以上 70,200円未満	17,000	16,700	0	0
D03	市町村民税所得割額 70,200円以上 97,000円未満	23,000	22,600	0	0
D04	市町村民税所得割額 97,000円以上 116,800円未満	29,000	28,500	0	0
D05	市町村民税所得割額 116,800円以上 130,200円未満	35,000	34,400	0	0
D06	市町村民税所得割額 130,200円以上 169,000円未満	42,000	41,200	0	0
D07	市町村民税所得割額 169,000円以上 188,800円未満	47,000	46,200	0	0
D08	市町村民税所得割額 188,800円以上 214,500円未満	52,000	51,100	0	0
D09	市町村民税所得割額 214,500円以上 256,000円未満	55,000	54,000	0	0
D10	市町村民税所得割額 256,000円以上 301,000円未満	57,000	56,000	0	0
D11	市町村民税所得割額 301,000円以上 397,000円未満	58,000	57,000	0	0
D12	市町村民税所得割額 397,000円以上	60,000	58,900	0	0

※幼稚園・認定こども園（幼稚園部分）は、満3歳から無償化の対象となりますが、保育所・認定こども園（保育園部分）は、年度途中で3歳になった場合も、年度中の利用料は無償になりません。

② 多子軽減

同一世帯から2人以上の児童が保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所又は児童発達支援及び医療型児童発達支援を利用している場合(*)の保育所・認定こども園利用料は、最年長児が全額、2人目が半額、3人目以降は無料となります。

(*入園施設で証明を受けた「在籍証明書」が必要な場合があります。)

(例) 小学1年生の姉、4歳(幼稚園児)、2歳(保育園児)、1歳(保育園児)がいる場合

0歳	1歳	2歳	3歳(年少)	4歳(年中)	5歳(年長)	6歳
						
	第3子無料	第2子半額		第1子全額 (無料)		軽減対象外

※ 市町村民税所得割額が57,700円未満の世帯は、多子計算に係る年齢制限を撤廃します。(監護している子どもと生計が同一である場合に限りです。)

③ 徴収金免除の特例

児童の属する世帯の階層がC階層以上と認定された世帯であっても、次の1.~3.に該当し、かつ市町村民税所得割額が77,101円未満の世帯については、多子計算に係る年齢制限を撤廃した上で、第1子を標準時間認定4,000円、短時間認定3,900円とし、第2子以降を無料とします。

1. 「母子世帯等」……母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養している者の世帯
2. 「在宅障害児(者)のいる世帯」……次に掲げる児(者)を有する世帯をいう。
 - ア 身体障害者福祉法(昭和24年法律283号)第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者
 - イ 療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号)に定める療育手帳の交付を受けた者
 - ウ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法(昭和34年法律第141号)に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者
3. 「その他の世帯」……保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護等、特に困窮していると町長が認めた世帯

④ 政令指定都市から転入された方の市町村民税所得割額の算出について

国の制度改正により、保育所・認定こども園利用料算出のもととなる市町村民税所得割額の算出方法が変わりました。(政令指定都市のみ)

そのため、政令指定都市から転入された方(平成30年1月2日以降)については、熊野町に住所があったとみなして算定します。(保育所・認定こども園利用料のみ適用)

11 延長保育の利用について（予定）

施設名		くまの・みらい 保育園	保育所 ひかり学園	くまの中央 保育園	はつかみこども園	認定こども園 聖徳幼稚園	認定こども園 第二聖徳幼稚園	
延長時間	朝	午前7時00分から 午前7時30分まで (30分)				午前7時00分から 午前7時30分まで (30分)		
	夕	午後6時30分から 午後7時30分まで (1時間)	午後6時30分から 午後7時00分まで (30分)					
※ 必ず延長保育時間が終了するまでに迎えに来てください。								
保護者負担金	定期利用	朝のみ	月 2,500 円				月 2,500 円	
		夕のみ	月 3,000 円	月 2,500 円				
		朝夕両方	月 3,500 円	月 3,000 円			月 3,000 円	
	臨時利用	朝のみ	1 回 500 円				1 回 500 円	
		夕のみ	1 回 600 円	1 回 500 円				
		朝夕両方	1 回 700 円	1 回 600 円			1 回 600 円	
負担上限		6 回分まで						
利用申し込み		保育所、認定こども園、子育て支援課						
負担金納付		保育所			認定こども園			

延長保育は、在籍する保育所及び認定こども園での利用となります。

※ 保護者等から延長保育利用希望の連絡がなく、午後6時30分を過ぎてお迎えに来られた場合は、補食はできませんが、延長保育の臨時利用対象児童として、保護者負担金をいただきます。

※ 延長保育を利用しても、時間内のお迎えが困難な場合は、ファミリーサポートセンター事業等（P 21 参照）をご利用いただき、必ず定められた時間内にお迎えをお願いします。

短時間保育に係る時間外保育所利用料

時間区分	随時利用
午前7時30分から午前8時30分	100円
午後4時30分から午後5時30分	100円
午後5時30分から午後6時30分	100円

12 保育所・認定こども園に関するお問合せ先

問合せ内容	問合せ先	住 所	電話番号
保育内容 保育サービス 延長保育等	くまの・みらい保育園	熊野町神田15番1号	820-5000
	保育所ひかり学園	熊野町石神18番27号	854-1796
	くまの中央保育園	熊野町萩原一丁目6番18号	854-2130
	はつかみこども園	熊野町初神一丁目21番49号	854-6446
	認定こども園聖徳幼稚園	熊野町中溝四丁目17番1号	854-0997
	認定こども園第二聖徳幼稚園	熊野町東山11番1号	854-0314
入所等手続き 利用料	熊野町役場 子育て支援課	熊野町中溝一丁目1番1号	820-5623

保育所・認定こども園をご利用いただくうえでのお願い

・土曜保育の利用対象者は、原則として保護者が就労等でお子様を保育できないご家庭に限ります。お仕事がお休みの場合は、家庭保育のご協力をお願いします。

・急な病気やケガの場合は、すみやかにお迎えをお願いします。

・家庭の事情（住所、氏名、連絡先など）が変わった場合は、熊野町役場 子育て支援課でお手続きをしていただき、園にもご連絡ください。

・お迎えの時間は必ず守ってください。

以上のことを厳守することにより、安心した保育環境を整え、園との信頼関係を築くことができます。

皆様のご理解とご協力をお願いします。

幼稚園・認定こども園（教育部分）

1 入園できる児童とは（幼稚園・認定こども園（教育部分））

満3歳から小学校就学前の時期に達するまでの子どもが利用できます。

保育所・認定こども園（保育部分）と違い、就労等の保護者が保育できない理由は必要ありません。

入園年齢（令和6年度）

	生年月日
満3歳	令和3年（2021年）4月2日～令和4年（2022年）4月1日 ※3歳の誕生日の日から利用ができます。
3歳（年少）	令和2年（2020年）4月2日～令和3年（2021年）4月1日
4歳（年中）	平成31年（2019年）4月2日～令和2年（2020年）4月1日
5歳（年長）	平成30年（2018年）4月2日～平成31年（2019年）4月1日

2 入園手続き

まずは、希望する幼稚園等へ直接お問い合わせください。

入園の内定を受けたら、幼稚園等を通じて、利用のための支給認定（1号認定）申請を行います。

3 利用者負担額

令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化により、利用料は無償化となります。ただし、実費徴収にかかる部分（日用品、文房具、行事参加費、食材料費（おやつ代含む）、通園送迎費等）は無償化の対象となりません。

4 幼稚園・認定こども園（教育部分）に関するお問合せ先

種類	施設名	住所	電話番号
幼稚園	淳教幼稚園	熊野町中溝四丁目16番10号	854-0625
認定こども園	認定こども園聖徳幼稚園	熊野町中溝四丁目17番1号	854-0997
認定こども園	認定こども園第二聖徳幼稚園	熊野町東山11番1号	854-0314
認定こども園	保育所ひかり学園	熊野町石神18番27号	854-1796
認定こども園	はつかみこども園	熊野町初神一丁目21番49号	854-6446

4 預かり保育料の無償化について（施設等利用給付認定）

※ 町内対象施設：認定こども園聖徳幼稚園・認定こども園第二聖徳幼稚園・淳教幼稚園 ※

保護者の就労など、家庭の事情により通常の教育時間前後での「預かり保育」を利用する場合、あらかじめ「施設等利用給付認定」を認定を受けることで、預かり保育料が無償化となります。

「施設等利用給付認定」を受けるには、保育を必要とする理由（保育所入所要件と同様；P3 参照）に該当する必要があります。必要書類（P7～10 参照）を準備したうえで、申請を行ってください。

1. 対象

保護者の就労等により、保育を必要とする満3歳～5歳

2. 支給認定の種類

認定区分	実施年齢	保育の必要性	無償化の対象	無償化の上限
新2号認定	3～5歳児	あり	預かり保育料	月額 11,300 円
新3号認定	満3歳 (住民税非課税世帯)	あり	預かり保育料	月額 16,300 円

3. 無償化の計算方法

「450円 × 利用日数」で計算

※月額の上限 新2号認定を受けた3～5歳児：11,300円

新3号認定を受けた満3歳児：16,300円

※申請があった日より前の預かり保育料については無償化の対象となりません。

(例) 預かり保育の利用日数が5日の場合

【無償化の対象額】 $450円 \times 5日 = 2,250円$

① 預かり保育の利用料が2,000円の場合 ⇒ 無償化：2,000円

② 預かり保育の利用料が3,000円の場合 ⇒ 無償化：2,250円（対象額）

※利用料が対象額を超える場合の差額は、保護者負担となります。（②の場合は750円）

病後児保育・一時預かり 子育て支援センター・ファミリーサポート事業

1 病後児保育の利用について

病気の回復期で、集団保育が困難であり、かつ保護者が家庭で保育を行うことができない児童を保育します。看護師を配置した専用の保育室で、年齢、病状などに合わせ、ゆっくり過ごせます。

実施保育所名	くまの・みらい保育園
利用対象児童	① 病気の回復期にあり、保育室での集団保育が困難な児童が対象です。(※くまの・みらい保育園以外の入所児童も利用できます。) ② 医師の登園許可が必要です。 ③ 病後児保育室の定員及び児童の症状などにより、お預かりできないこともあります。
利用期間	集団保育が困難であり、かつ保護者が家庭で保育を行うことができない期間の範囲内
利用時間	午前7時30分～午後6時30分
利用方法	所定の申込用紙(くまの・みらい保育園にあります。)に医療機関の登園許可の記載を受けて、くまの・みらい保育園に申し込んでください。
保護者負担金	1日につき 2,000円

2 一時預かりの利用について

生後6カ月から小学校に入学するまでの、保育所・幼稚園・認定こども園等に入所していない乳幼児が対象です。次に該当する場合に利用できる短期間保育です。

実施保育所名	くまの・みらい保育園		
利用対象児童	① 保護者の断続的または短時間就労(週3日以内月9日以内) ② 保護者の傷病等による緊急時(月14日以内) ③ その他、保護者の私的な理由によるもの(週3日以内、月9日以内)		
利用可能な日	原則として平日のみ。 (土日祝日は利用できません。また、園の行事等により利用できない日があります。)		
利用時間	午前8時～午後5時		
申込み方法	前もって保育園に予約が必要です。		
保護者負担金	区分	1日	半日(5時間以内)
	0～2歳児	3,500円	2,300円
	3～5歳児	2,500円	1,700円

3 熊野町子育て支援センター

■場 所：熊野町貴船9番14号（くまの・こども夢プラザ）

☎082-820-5502

■活動内容：子育て相談、子育てに関する情報の提供、交流・情報交換の場の提供、親子のあそびなどの行事、子育て講演会、育児懇談会、多世代交流事業などを行っています。

■行事予定：広報「くまの」及び「くまの・こども夢プラザ行事予定表」をご覧ください。

※「くまの・こども夢プラザ行事予定表」は、子育て支援センター、各公民館、図書館、中央ふれあい館、役場（子育て支援課）にありますので、ぜひご覧ください。

4 ファミリーサポートセンター事業

育児の援助をしてほしい人（依頼会員）と援助したい人（提供会員）がセンターに会員登録し、依頼会員に援助が必要になった時にセンターのアドバイザーが条件に合った提供会員を紹介する事業です。

■場 所：熊野町貴船9番14号（くまの・こども夢プラザ） ☎082-820-5502

●会員の条件：熊野町内に在住の方

【依頼会員】0歳～小学校6年生までの子どもがいる方で、育児の援助を受けたい方

【提供会員】子育てに理解と熱意があり、育児の援助を行いたい方

※依頼会員、提供会員の両方に登録することもできます。

●活動の内容

活動はあくまで一時的、補助的なもので、長期間に亘って活動や専門的な育児や家事を行うものではありません。宿泊も行いません。

【利用例】

- ・保育所、認定こども園、幼稚園や学校の開始まで預かる
- ・乳幼児を連れて出かけにくい時（参観日・病院等）
- ・保育所、認定こども園、学校等の送り迎え
- ・その他会員が育児のために必要な援助

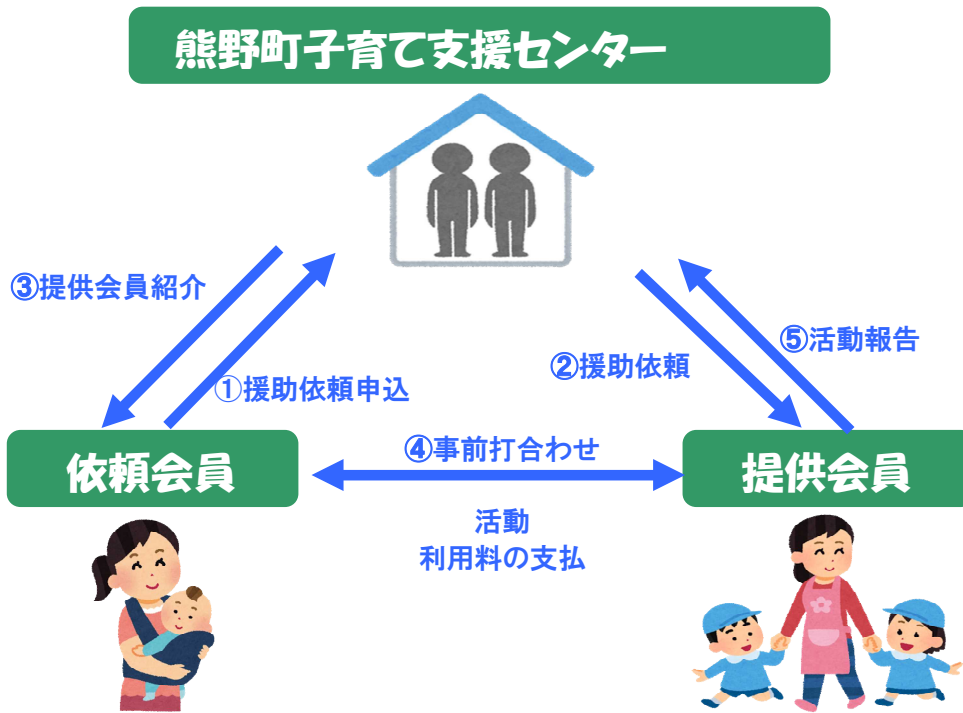
●援助の場所

- ・原則、提供会員の自宅

（両会員の合意があれば、提供会員にくまの・こども夢プラザで預かってもらうこともできます。）

● 援助の時間・利用料

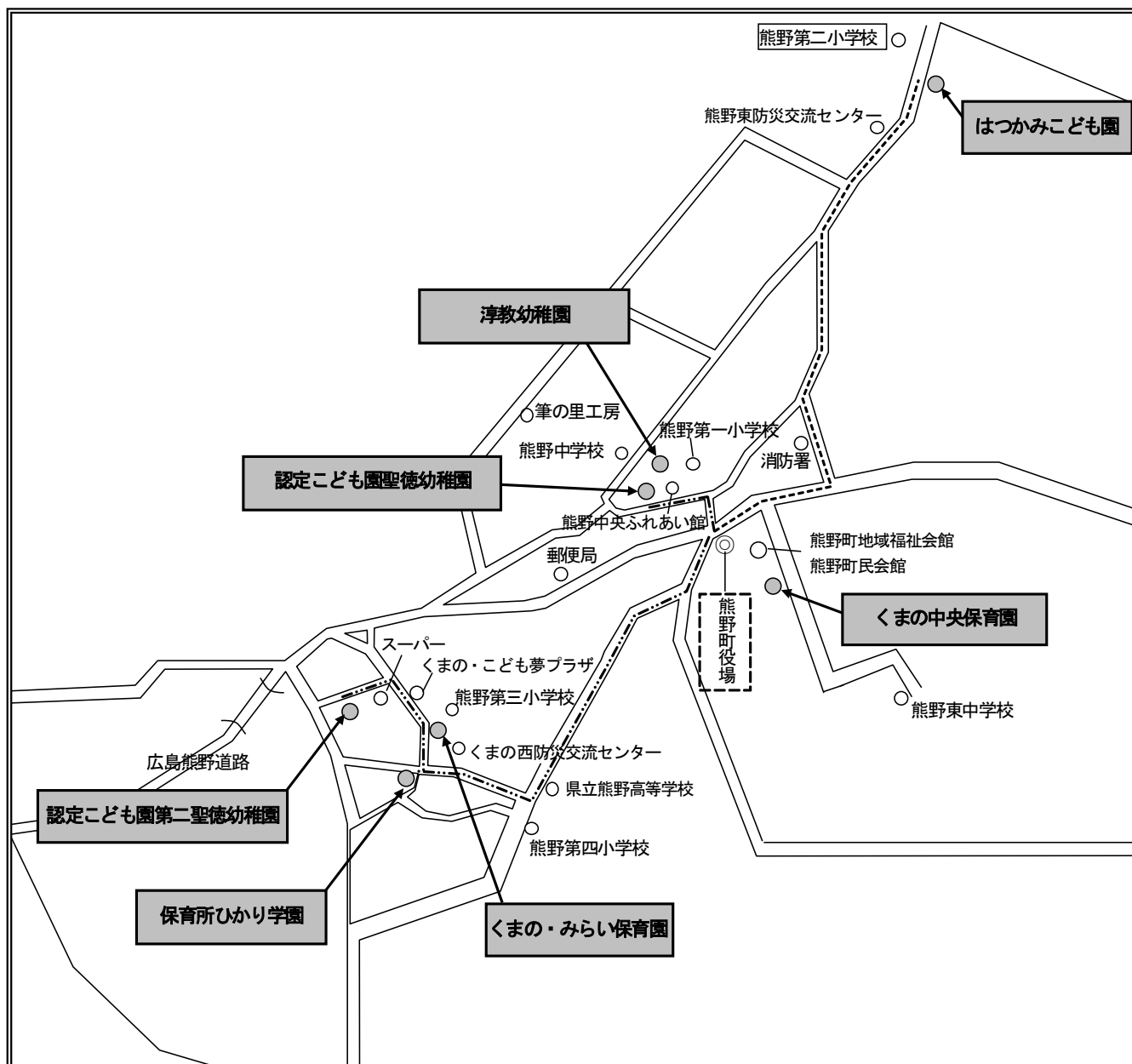
○ 平日（月～金）の午前6時～午後7時	1時間あたり 500円
○ 平日（月～金）の午後7時～午後10時 ○ 土・日・祝日 ○ 年末年始（12月29日～1月3日）	1時間あたり 600円



◆ お問い合わせ先 ◆

熊野町子育て支援センター（くまの・こども夢プラザ）
Tel：820-5502 Fax：855-0805
月～金曜日 9：30～17：00（年末年始・祝日を除く）

町内教育・保育施設の紹介



(1) 保育所

社会福祉法人微妙福祉会

くまの・みらい保育園

【方針】

- 「感謝と思いやり」のある「自主的な行動」のとれる子にという保育理念のもと、異年齢で関わりながら遊ぶことであそびの選択場面を増やし、小さい子が憧れたり、大きい子が小さい子に優しくできるようなかわりを大切にする。
- 子どもたちの非認知能力を育み、興味、関心、楽しさを感じたり、やりたいことを納得するまで遊びこむ場を用意し、さまざまな経験を重ねることで「指示がなくても、何をしたらよいかかわかる子」にする。

【指導の基本】

- ・遊びながら考え、工夫しながらあそびを深める中で、心身の発達と生きる力を育む。
- ・多くの人との出会いと、さまざまな経験を重ねる中で、状況判断ができるようにしていく。
- ・一日の生活リズムを整え、食事・排泄・着脱などの日々の繰り返しの中で、基本的生活習慣の習得を図る。



- 【所在地】 神田15番1号
【電話番号】 820-5000
【対象年齢】 6カ月から小学校就学前まで
【保育時間】 標準時間・・・7:30～18:30
短時間・・・8:30～16:30
【延長保育】 7:00～7:30
18:30～19:30
※前年度（令和5年度）の実績です。

社会福祉法人光生会

くまの中央保育園

【方針】

思いやりのある子を育む

- ・人権を粗末にしない子
- ・命の大切さがわかる子
- ・道具を大切にできる子
- ・人の話が聞ける子
- ・相手の気持ちを考えられる子

主体性のある子を育む

- ・自発的に考え、行動できる子

【指導の基本】

- ・安心できる「生活」と、主体的な「遊び」を作ります。
- ・共にあそび共に学ぶ中に、他者とのよりよき関わりを育みます。
- ・具体的で多様な「経験」と「遊び」を充実させ、心の育ちを見守り、援助します。（計画的な保育展開と、青少年赤十字活動の活用）
- ・保護者との連携を重視し、子どもをより深く理解した上で、一人ひとりの文化的・身体的な成長を見守り、援助します。
- ・行政や外部の専門機関と積極的につながる中で、保護者を支え、科学的に子どもの発達を支えます。



- 【所在地】 萩原一丁目6番18号
【電話番号】 854-2130
【対象年齢】 6カ月から小学校就学前まで
【保育時間】 標準時間・・・7:30～18:30
短時間・・・8:30～16:00
【延長保育】 7:00～7:30
18:30～19:00
※前年度（令和5年度）の実績です。

(2) 認定こども園 ※教育部分(1号認定)での入園は園へお問い合わせ下さい。

社会福祉法人光生会 保育所ひかり学園

【方針】

★令和5年度より「保育所型認定こども園」となり、地域に貢献できる子育て施設をめざします。

- ・身体を使って、思いっきり遊ぶ子
- ・自分の思いを表現できる子
- ・他者の思いも受け入れることのできる子
- ・いろいろな人と関わり合い、認め合える子

【指導の基本】

- ・安心できる「生活」と、主体的な「遊び」を作ります。
- ・共にあそび共に学ぶ中に、他者とのよりよき関わりを育みます。
- ・具体的で多様な「経験」と「遊び」を充実させ、心の育ちを見守り、援助します。(計画的な保育展開と、青少年赤十字活動の活用)
- ・保護者との連携を重視し、子どもをより深く理解した上で、一人ひとりの文化的・身体的な成長を見守り、援助します。
- ・行政や外部の専門機関と積極的につながる中で、保護者を支援し、科学的に子どもの発達を支えます。



- 【所在地】石神18番27号
 - 【電話番号】854-1796
 - 【対象年齢】6カ月から小学校就学前まで
 - 【保育時間】標準時間・・・7:30～18:30
短時間・・・8:30～16:30
 - 【延長保育】7:00～7:30
18:30～19:00
- ※前年度(令和5年度)の実績です。

社会福祉法人光生会 はつかみこども園

【方針】

・令和2年度より「保育所型認定こども園」となり、地域に貢献できる子育て施設を目指します。

- ・少人数クラスの楽しさを活かし、多様な実経験と奥深い遊びを仕組む中で、生涯にわたって共に生きる仲間づくりを進めます。

【指導の基本】

- ・安心できる「生活」と、主体的な「遊び」を作ります。
- ・共にあそび共に学ぶ中に、他者とのよりよき関わりを育みます。
- ・具体的で多様な「経験」と「遊び」を充実させ、心の育ちを見守り、援助します。(計画的な保育展開と、青少年赤十字活動の活用)
- ・保護者との連携を重視し、子どもをより深く理解した上で、一人ひとりの文化的・身体的な成長を見守り、援助します。
- ・行政や外部の専門機関と積極的につながる中で、保護者を支援し、科学的に子どもの発達を支えます。



- 【所在地】初神一丁目21番49号
 - 【電話番号】854-6446
 - 【対象年齢】6カ月から小学校就学前まで
 - 【保育時間】標準時間・・・7:30～18:30
短時間・・・8:30～16:30
 - 【延長保育】18:30～19:00
- ※前年度(令和5年度)の実績です。

(2) 認定こども園

学校法人猪野学園

認定こども園 聖徳幼稚園 (3歳児以上が対象の園です。)

【方針】

仏教の教えに基づき、「仏さまや親に感謝する心」「相手を思いやる心」「命を大切にする心」を育てる教育及び保育を、3歳から就学前まで一貫性をもって行う。家庭・地域・園の三者が互いに協力して、子ども達を育てる。

【指導の基本】

- ・子どもと保育者と保護者が共に育ちあう共育を大切にする
- ・一人ひとりの子どもがそれぞれのスピードで伸びようとする心をサポートする
- ・やるときにはしっかりやる、遊ぶときにはしっかり遊ぶ、けじめを大切にする。



- 【所在地】中溝四丁目17番1号
- 【電話番号】854-0997
- 【対象年齢】3歳から小学校就学前まで
- 【保育時間】標準時間・・・7:30～18:30
短時間・・・8:30～16:30
- 【延長保育】7:00～7:30
18:30～19:00
※前年度(令和5年度)の実績です。

学校法人猪野学園

認定こども園 第二聖徳幼稚園

【方針】

適当な環境をあたえてその心身の発達を助長するとともに、浄土真宗の教義に基づいて宗教的情操を養うことを目的とする。

- ・「ほとけさまをおがむ子」
- ・「ありがとうといえる子」
- ・「よくはなしをきく子」
- ・「みんなとなかよくできる子」

【指導の基本】

乳児部(0～2歳児)

家庭的な雰囲気の中で、子どもの思いや欲求を受け入れ、自己肯定感を育み、成長や発達に合わせた遊びを通して、好奇心・探究心・自ら考える力を育てます。

幼児部(3～5歳児)

学年ごとの指導計画に基づき、一斉活動と子ども達が主体的に遊び込める時間をバランスよく取り入れ、けじめを大切に、自分でできることは自分でする力・想像する力・工夫する力を育てます。



- 【所在地】東山11番1号
- 【電話番号】854-0314
- 【対象年齢】6カ月から小学校就学前まで
- 【保育時間】標準時間・・・7:30～18:30
短時間・・・8:30～16:30
- 【延長保育】7:00～7:30
18:30～19:00
※前年度(令和5年度)の実績です。

(3) 幼稚園 ※入園については園へお問い合わせ下さい。

学校法人石山学園

淳教幼稚園 (満3歳以上児が対象の園です。)

【方針】

仏教園の特色を活かして、豊かな園生活を送る
宗教的心情を大切に育みまことの保育の実践につとめる

- ・手を合わせる子を育てます
- ・みんなと仲良く遊ぶ子を育てます
- ・ありがとうに気づく子を育てます
- ・お話をよくきく子を育てます

【指導の基本】

○幼児期の発達・特徴を生かした豊かな生活を送る

- ・体を十分に動かし展開する生活
- ・想像を楽しみながら展開する生活
- ・興味や関心に基づいて展開する生活
- ・友達としっかり関わって展開する生活

○家庭支援につとめる

- ・個々の家庭に寄り添い、子育て支援につとめる



【所在地】中溝四丁目16番10号

【電話番号】854-0625

【対象年齢】満3歳から小学校就学前まで

【教育時間】8:00~14:45

【預かり保育】14:45~18:30

※前年度(令和5年度)の実績です。